

－ 保護者の皆さまへ / 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために－
放課後児童クラブ・児童館の対応について

令和2年8月3日付
三股町福祉課

町内の放課後児童クラブ・児童館や小学校で新型コロナウイルス感染等が確認された場合を想定し、その対応を原則として以下のとおりとします。

保護者の皆さまの、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

I. 日頃からのお願い

- ・利用前に、発熱または咳や咽頭痛などの呼吸器症状（「発熱等」という）がある場合は、利用を控えてください。
- ・利用中に発熱等が認められた場合は、迎えをお願いします。
- ・引き続き、放課後児童クラブ・児童館（以下「クラブ・児童館」という。）で実施している、検温、マスク着用、手洗い、消毒や過ごし方の工夫などの感染拡大防止策へのご理解とご協力をお願いします。
また、クラブ・児童館の利用時間外にあっても、身体的距離の確保、3密回避や感染流行地域への往来は控えるなど、新しい生活様式の実践についてあわせてご協力をお願いします。
- ・以下の対応により、クラブ・児童館の休業や児童が利用できない状態になった場合に備え、必要な事前の準備をお願いします。

II. 感染者等が発生したときの対応

【① 町内の小学校に通う児童または勤務する教職員が感染した場合】

- ・当該小学校区内のクラブ・児童館は、当面の間（原則3日間）、休業します。
- ・休業からの再開時期は、濃厚接触者の特定やPCR検査の結果のほか、関係機関と協議の上で決定します。したがって、休業期間は延長になることがあります。
- ・感染者がクラブ・児童館の利用児童であった場合、当該児童がクラブ・児童館の利用を再開できるのは、医師等の許可が得られた日以降となります。

【② クラブ・児童館の勤務者が感染した場合】

- ・勤務するクラブ・児童館は、当面の間（原則3日間）、休業します。
- ・休業からの再開時期は、濃厚接触者の特定やPCR検査の結果のほか、関係機関と協議の上で決定します。したがって、休業期間は延長になることがあります。
- ・勤務再開は、医師等の許可が得られた日以降となります。

【③ クラブ・児童館を利用する児童または勤務者が濃厚接触者に特定された場合、または、その疑いがある場合】

- ・当該児童・勤務者が利用・勤務するクラブ・児童館は、原則として、通常どおり開設します。ただし、開設時刻までに消毒等に要する時間を確保できない場合等、一時的に休業することがあります。
- ・濃厚接触者に特定される疑いがある場合は、接触に関する医師等の判断が得られるまでの間、当該児童・勤務者はクラブ・児童館の利用・勤務はできません。
- ・当該児童・勤務者がクラブ・児童館の利用・勤務を再開できるのは、濃厚接触者に特定された場合は感染者と接触した日から14日を経過した日以降、濃厚接触者に特定されなかった場合は医師等の判断が得られた日以降となります。

※ 休業期間中・利用停止中の利用料金は、減免になります。

※ 対応方針は、宮崎県の定める警報レベルのほか、感染症の発生経緯や地域の感染拡大状況などに応じ、変更することがあります。

※ 児童の人権に配慮した対応とし、利用の有無・利用施設・学校・学年は非公表とします。